

久喜市教育委員会令和7年7月定例会

開催月日 令和7年7月22日（火曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時24分

久喜市教育委員会令和7年7月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
 - 第 2 前回会議録の承認
 - 第 3 教育長報告
 - ア 久喜市議会令和7年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について
 - イ 久喜市議会令和7年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について
 - ウ 学校閉庁日の令和7年度における特例について
 - エ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - オ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
 - カ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
 - 第 4 議事
 - 議案第35号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について
 - 議案第36号 令和8年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択について
 - 議案第37号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問について
 - 議案第38号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
 - 第 5 協議事項
 - ア 久喜市子育て世帯応援商品券配付事業に係る意見徴取について
 - 第 6 その他
次回定例会について
- 配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告、協議事項
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 川 和 男
教育部副部長 木 村 明 信
参事兼学校施設課長 甲 田 栄 二
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼生涯学習課長 山 田 知加子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校給食課長 佐 藤 純 子
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁

教育総務課

課長補佐兼係長 相 園 浩 一
主任 宮 道 未 央

説明のための招致者

こども未来部子育て支援課長 小 林 幸 司

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆さん、こんにちは。小・中学校は、7月19日から40日間の夏季休業日となりました。先週、梅雨が明け猛暑が続いていますが、子どもたちには熱中症対策を取りながらも、有意義な夏休みにしてほしいと願っているところでございます。

久喜市中学生国際親善交流でございますが、ローズバーグ訪問団、小・中学生10名と引率者3名、計13名が7月15日に本市に来ていただきました。本日は、午前中に姉妹都市協定10周年の記念植樹を久喜総合文化会館で行っています。ローズバーグ市との末永い友好と同時に、子どもたち同士の絆もさらに深まることを願っているところでございます。

それでは、早速であります。始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます、教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和7年7月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告エからカ及び議案第35号につきましては、人事案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告エからカ及び議案第35号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたし

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和7年6月24日に開催いたしました令和7年6月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからカの6件でございます。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市議会令和7年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野川和男） それでは、教育長報告ア、久喜市議会令和7年6月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の1ページから22ページまでに、教育委員会に関する質問事項とその要旨、質問に対する答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は、全体で21名おり、うち教育委員会に関する質問者は12名でございました。質問の概要につきましては、多い順から、学校の施設管理及び開放に関するものが4件、学校給食費無償化に関するものが2件、部活動の地域移行に関するものが2件、教職員の働き方改革及びハラスメントに関するものが2件、教育現場における資源循環意識の醸成に関するものが1件、通学路に関するものが1件、県立久喜図書館の廃止に関するものが1件、コロナ禍で修学旅行に行けなかった生徒への支援に関するものが1件、プレコンセプションケアを取り入れた保健教育に関するものが1件、英語教育の充実に関するものが1件、外国人児童生徒への日本語教育に関するものが1件、提灯祭りを通した子どもたちの学びに関するものが1件でございます。

本来であれば、一つ一つの内容と、それらに対する答弁内容につきましてご説明申し上げるべきところでございますが、事前に資料を配付させていただいておりますこと、また時間も限られておりますことから、個別の説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** ご質問なしの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎**教育長報告 イ**

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、イ、久喜市議会令和7年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○**教育部長（野川和男）** それでは、教育長報告イ、久喜市議会令和7年6月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の23ページをお開きください。6月定例会議へ上程された議案のうち、教育委員会に関する議案につきましては、久喜市議会の議案番号第4号の1件でございます。この議案1件につきましては、令和7年7月7日の定例会議最終日に、原案のとおり可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** ご質問なしの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎**教育長報告 ウ**

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、ウ、学校閉庁日の令和7年度における特例についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 報告書24ページを御覧ください。学校閉庁日、令和7年度における特例（追加及び変更）についてご説明申し上げます。

前回、令和7年6月定例会において、新たに11月14日を学校閉庁日に加えること、体育館空調設備設置工事の施工に伴い、当該期間を学校閉庁日にするについて議決をいただきました。その後、鷲宮西中学校長より、校舎増築工事に伴い、作業上大きな騒音が想定される期間があることから、その期間を学校閉庁日の特例として設定したいという要望がありました。期間は、8月4日から8日まででございます。

また、太東中学校において、空調設備設置工事の日程が変更になったことに伴い、特例の閉庁日を変更したいという要望がありました。変更前、「8月18日、19日」を、変更後、「8月25日」としたものです。

教職員の健康に配慮し、学校閉庁日とすることが適切と考え、また保護者への通知を1学期期間中に実施する必要があったことから、教育長専決で定めたことを報告するもの

です。

報告は以上となります。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告エからカ及び議案第 35 号につきましては、先ほど了解いただきましたとおり非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 7 分 休 憩

午後 1 時 3 7 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、オ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

次の教育長報告カにつきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては、退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 2 分 休 憩

午後 1 時 4 2 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 カ

○教育長（柿沼光夫） それでは、カ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告

でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。
教育部長。

[非公開案件につき省略]

事務局職員の入室をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

午後 1時44分 休 憩

午後 1時45分 再 開

○**教育長（柿沼光夫）** 再開いたします。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第35号

○**教育長（柿沼光夫）** 初めに、議案第35号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。議案第35号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

これをもちまして、会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○**教育長（柿沼光夫）** 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休 憩

午後 1時49分 再 開

○**教育長（柿沼光夫）** 再開いたします。

◎議案第36号

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第36号を上程し、これを議題といたします。

議案書の4ページを御覧ください。議案第36号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○**教育部長（野川和男）** 議案第36号 令和8年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択についての提案理由を説明させていただきます。

令和8年度に久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する教科用図書を、別紙のとおり採択することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 議案書の5ページを御覧ください。令和8年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択についてでございます。学校教育法附則第9条の規定により、小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級での特別な教育課程をする場合において、教科により当該学年用の検定済み教科書を使用することが適当でない場合は、当該学校の設置者の定めるところにより、文部科学大臣による検定済みの教科書以外の一般図書を使用することができることとなっております。また、一般図書については、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状況や発達の段階に適合した教科用図書を毎年度採択することができることとなっております。

そこで、久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書採択要綱に基づき、市内全小・中学校に令和8年度使用の特別支援学級用図書の選定について依頼したところ、中学校1校から学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を使用したいという要望があり、選定理由書が提出されました。学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級における教科用図書を使用するためには、久喜市教育委員会として採択する必要があります。つきましては、選定理由を基に作成した採択案につきまして、令和8年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の議決をお願いするものでございます。教科書を展示してございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第36号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第36号 令和8年度使用久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校特別支援学級用教科用図書の採択については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第37号

○**教育長（柿沼光夫）** 続きまして、議案第37号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。議案第37号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○**教育部長（野川和男）** 議案第37号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立小学校、中学校又は義務教育学校の就学予定者又は在学者のうち、教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学判断について、別紙のとおり久喜市障がい児就学支援委員会へ諮問したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 議案書7ページを御覧ください。久喜市障がい児就学支援委員会への諮問につきましてご説明いたします。
- 久喜市障がい児就学支援委員会条例第2条には、就学支援委員会は、次に掲げる事業に対し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するとあります。つきましては、就学判断として、次の2点を諮問してよいか伺います。
- 1点目として、市立小学校、中学校又は義務教育学校に就学しようとする者又は在学する者のうち、障がいのある幼児、児童及び生徒について、障がいの種類、程度等を判断すること。
- 2点目として、障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関することとさせていただきます。
- ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫） 議案第37号について質疑をお受けいたします。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
- 各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
- よって、議案第37号 久喜市障がい児就学支援委員会への諮問については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
- ◎議案第38号
- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第38号を上程し、これを議題といたします。
- 議案書の8ページを御覧ください。議案第38号について提案理由の説明を求めます。教育部長。
- 教育部長（野川和男） 議案第38号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。
- 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めますのでございます。
- 議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 教育総務課長（白石雄一） 議案第38号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。
- 議案書9ページから12ページまで、議案参考資料1ページを御覧ください。このたびの改正は、6月の教育委員会定例会でご報告させていただきました、久喜市立砂原小学校から鷲宮西小中学校への学校選択制の導入に当たり、久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正を行うものでございます。

なお、当該規則につきましては、義務教育学校の設置に伴い、久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を令和7年3月24日に公布しておりますことから、この一部改正規則をさらに改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。

なお、今回の改正に伴う変更箇所のみご説明させていただきます。

初めに、9ページの中ほどにございます、第6条、選択校の指定として新たに設ける条文でございます。学区について弾力的な運用をすることができる調整区域を定めるとともに、調整区域内に居住する小学校就学予定者の保護者から申し出があったときは、通学すべき学校として指定されている指定校以外の選択校に通学できることを規定しております。なお、これと併せて条ずれを修正しております。

次に、12ページの一番下にございます別表第5が、第6条で規定した調整区域、指定校、選択校を定めるものであり、砂原小学校の通学区域を調整区域、指定校を砂原小学校、選択校を鷲宮西小中学校とするものでございます。

最後に、附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第38号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 久喜市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎協議事項

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、協議事項でございます。

次の協議事項アにつきましては、協議の前に委員の皆様にお諮りいたします。本協議事項につきましては、市長部局において実施を予定している、久喜市子育て世帯応援商品券配付事業に係る教育委員会への意見聴取でございます。このことから、本日は、当該事務を所管する職員に質疑対応等をお願いしたいと思っておりますが、こども未来部子育て支援課長の本会議への出席を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、子育て支援課長の出席を許可することに決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

子育て支援課長、よろしくお願いいたします。

それでは、ア、久喜市子育て世帯応援商品券配付事業に係る意見聴取についての協議内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 協議事項ア、久喜市子育て世帯応援商品券配付事業に係る意見聴取についてご説明いたします。

協議事項の1ページを御覧ください。本協議事項につきましては、市長部局において実施を予定している、久喜市子育て世帯応援商品券配付事業に係る教育委員会の意見聴取でございます。令和7年7月8日付で梅田市長より意見聴取の依頼がありましたことから、本会議におきまして、協議事項とさせていただきます。

なお、詳細な内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。

○こども未来部子育て支援課長（小林幸司） こども未来部子育て支援課の小林でございます。本日は、7月定例会の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

このたびは、久喜市子育て世帯応援商品券配付事業ということで、先の久喜市議会令和7年6月定例会議で補正予算の議決をいただきまして、そのことを受け、梅田市長の強いリーダーシップの下、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を応援するために、令和7年9月1日基準日時点で久喜市に住民登録があり、平成19年4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯に対し、子ども1人当たり2,000円分の商品券を配付する準備を進めているところでございます。つきましては、市立小・中学校に在籍する児童生徒に対し、学校を通じ当該商品券を配付していただくことについて、貴委員会の意見を求めるものでございます。

なお、久喜市立小・中学校以外に在籍する児童生徒のいる世帯については、市長部局において配付いたします。

当該商品券の概要につきましては、恐れ入りますが、次のページをお開きください。趣旨といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の家庭の負担軽減を図るため、18歳になった年度末までのお子さんがある世帯を対象に、商品券を配付するものでございます。

対象児童数約2万1,500人。内訳といたしましては、未就学児が7,000人、小・中学生が1万500人、高校生が4,000人でございます。

基準日といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、令和7年9月1日基準日以降に転出、転入した場合は、対象外と考えているところでございます。

配付対象者といたしましては、基準日に久喜市に住民登録をしている高校生、18歳年度末までのお子さんと同じ世帯の保護者約1万4,000世帯でございます。

予算措置といたしましては、子ども1人当たり2,000円分の商品券を配付するものがございます。

配付方法について、①、久喜市立小・中学校に通学の児童生徒がいる世帯につきましては、各小・中学校にて児童生徒に配付することを予定しております。②、未就学児、久喜市立小・中学校以外の学校へ通学の児童生徒、また高校生がいる世帯は、ゆうパックにて送付することを予定しております。

スケジュールを御覧ください。9月中旬に対象世帯の児童生徒へ学校で手渡し、これは先ほど申し上げた、①の久喜市立小・中学校に通う生徒になります。

②の未就学児や久喜市立小・中学校以外へ通学する児童生徒、また高校生がいる世帯については、9月下旬に対象世帯へ郵送することを予定しているところでございます。

このことにつきまして、各委員さんからのご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの協議内容に対しまして、ご意見、ご質問をお受けいたします。

山中委員。

○**委員（山中大吾）** 質問させていただきます。

まず、この配付方法ですが、市立小・中学校の児童生徒には学校で直接手渡しするというのですが、もらった、もらわなかったという保護者からのクレーム等が考えられます。なぜ直接手渡しにしたのでしょうか。ゆうパックも使うということですが、コスト削減のためなのか、また、クレームが来た場合どう対応するのか、お教えてください。

○**教育長（柿沼光夫）** 子育て支援課長。

○**こども未来部子育て支援課長（小林幸司）** 2点ご質問があったかと思えます。なぜ手渡しなのかという部分と、クレームのことについてのご質問があったかと思えます。

最初、手渡しの関係につきましては、私どもも担当課として直接全員にゆうパック、郵送にてお送りするという方法が検討したところでございまして、その中で関係課長以上が出席する関連の会議の中で、小・中学生に手渡しでどうかという話が出まして、教育部の意見を踏まえた上で、今回手渡しという形で決定されたところでございます。

クレーム対応につきましては、先週も指導課さんとこの手渡し方法について、今現状としては長3の封筒に、お渡しするお子さんの学年と組、お名前を表面に載せまして、必ず保護者の方が見てくださいというようなことを書いて、配付に当たって配付の名簿ですとか、ちゃんと確実に手渡しできたのかという名簿を作成しまして、そのやり方については、指導課さんと打合せが始まったばかりですので、なくしたとかがないように、ちょっとこれからその辺りの打合せを詰めていきたいと思っております。

○**教育長（柿沼光夫）** 山中委員。

- 委員（山中大吾） 子どもがいる家庭は、おそらく市で口座を把握していて、給付等で今までも振込を行っているかと思うのですが、なぜあえて商品券配布にしたのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。
- こども未来部子育て支援課長（小林幸司） 現金給付も当然、選択肢としてございました。子育て世帯の家計、経済的な負担に苦しむ子育て世帯への負担軽減ということですが、現金給付が貯蓄に回ってしまっただけでは意味がないと考えているところです。子育て世帯を応援しながらも、同時に地域経済、商店街を活性化させることができる、その両方のメリットを生かすことを考えて、商品券の配付となりました。市内の商工会に加盟している600店余りの商店で使っていただくことを想定しています。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） 商品券は久喜市内だけの事業所、つまり、登録事業者しか使えないのでしょうか。セブンイレブン等のコンビニや、他市で使うことはできないのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。
- こども未来部子育て支援課長（小林幸司） 久喜市商工会に加盟している店舗が6月末時点で、約604店ほどあります。コンビニで使えるかどうかという詳細な資料を手元に持ち合わせていませんので、お答えづらいところがあるのですが、市内店舗では使えますが、他市では使えません。久喜市商工会発行の商品券、1枚500円で4枚になりますが、それを配布することを想定しております。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） PayPay等でデジタル商品券というものがあるように、紙媒体を使わず、市内で使えるデジタルクーポンという形があると思います。あえて紙ベースにしたということで、デジタルと紙ベースだとコスト的にはどちらのほうが安いのか検討されたのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。
- こども未来部子育て支援課長（小林幸司） デジタル商品券は検討させていただきました。スマートフォン専用のアプリが必要になると思いますが、その中でアプリの使用料や手数料が取られてしまうことを考えますと、アプリではなく、久喜市で発行しておりますほかの景気喚起の商品券と同様に紙ベースとなったところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
小野田委員。
- 委員（小野田真弓） これは世帯で送るのでしょうか。子どもが1歳、3歳、7歳といった場合、7歳の子は小学校1年生で、1歳と3歳の子は未就学児です。この未就学児2人は1世帯としてゆうパックで送るのか、それとも一人一人に送るのかをお聞きします。
- 教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。
- こども未来部子育て支援課長（小林幸司） 対象者抽出に当たっては、住基データから対象世帯のデータを引き抜きます。今ご質問があったように、1歳と3歳、複数の未就学児

がいらっしゃる家庭は多くあると思いますが、それは1つのゆうパックにしたいと思っているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 小野田委員。

○委員（小野田真弓） 配付対象者は1万4,000世帯とあります。未就学児、小学生、中学生、高校生を足すと、未就学児と高校生を足したものよりは、若干小・中学生のほうが多くいるのかなと思いますが、小・中学生も含めて1世帯で送ってしまえば、1万4,000世帯で済むわけです。私としては、子どもに手渡しではなく、世帯に郵送したほうがいいのではないかという意見です。根拠としましては、学校の先生がこの郵送費の分、無償で働くことになり、学校の先生の働き方改革に反しているのではないかということです。また、配付日に欠席のときはどうなるのか、不登校の子は家まで持っていくのかというところまで考えると、全部郵送したほうがいいのではないかというのが、私の意見なのですが、全世帯に郵送するという考えは、最初はあったということでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。

○こども未来部子育て支援課長（小林幸司） 選択肢としてはございました。その中で、直接小・中学生に手渡しすることによって、教育的な意義というのもあるということで、教育部に意見照会をして、その旨の回答をいただいたところです。私どもとしても、そういった効果を踏まえて、手渡しという決定がなされたと考えています。

また、先生方の働き方改革という部分についても、指導課と先週から打合せが始まったところですが、できるだけ先生方に負担をかけないような方法でやるにはどうしたらいいかということ、引き続き相談させていただきながら、遺漏のないように準備を進めているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにありますか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 当初はゆうパックの郵送を想定していたけれども、教育部の意見を踏まえて手渡しにしたということですね。その中で、教育的効果という言葉が出ましたが、教育部ではどういった教育的効果を期待しているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育部長。

○教育部長（野川和男） 今回、市長部局から学校で配布できないかという話がありました。先生方の働き方改革という点は、我々も大変重要な視点だと思っておりますが、こういった機会に、税金を原資として子育て世帯を応援するというのを教育現場で取り上げることで、お米の価格が上がっている等の様々な社会情勢、社会問題について触れる機会にもなり得ると考えられ、そういった点で、教育的な意義を生み出すことができるのであれば、教育部として協力できるのではないかと、回答したものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、児童生徒に手渡しときには、先生が学年に応じた形で、現在の物価高騰についてのお話をされるということでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。
- こども未来部子育て支援課長（小林幸司） 先ほど部長からお話がありましたように、教育的な効果を考えた上で、今、指導課と話をしているのは、文書を作成して、それを先生に読み上げていただく方法や、直接市長がビデオ出演をして話すという方法等を検討しているところです。何らかの方法で、児童生徒の皆さんが、趣旨を感じられるものにしなければならないと思っていますところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 保護者宛てに通知は行くのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。
- こども未来部子育て支援課長（小林幸司） 指導課との話の中で、実際に配付する前に、保護者宛てのお手紙を出したり、配付する日付などを学校からのEメールでお知らせするような方法を取ったりして、お子さんが確実に商品券を持ち帰り、保護者のお手元に届くように、アナウンスは複数回必要と考えているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
諸橋委員。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） 教育的効果というのは分からなくもないですが、私の経験や周りの保護者からよく聞く話ですと、中学生ぐらいになると保護者に手紙を渡さない等の問題が出てきます。事前に通知をするとしても、商品券が確実に保護者に届くかどうかというチェックやリスクはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。
- こども未来部子育て支援課長（小林幸司） 確定ではないのですが、学校で商品券を手渡しして、自宅へ持ち帰ったときに、保護者にQRコードを読んでいただいて、受領確認ができないかという方法等を、検討段階ではありますが考えているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。
- 教育長職務代理者（諸橋美津子） その辺りで保護者と子どもとの間に亀裂等が入らなければいいという点があります。学校で配付すると、色々な人の手に渡って、色々な人の手が煩わせられるといったリスクもあるので、マニュアルのようなものの整備はしっかりしていただいて、配付漏れ等の不備がないようお願いしたいです。
また、必ず色々なトラブルが出てくると思いますので、苦情が学校や教育委員会に来ないような体制をつくっていただけるといいと思います。
- 教育長（柿沼光夫） 子育て支援課長。
- こども未来部子育て支援課長（小林幸司） マニュアルの作成ということでご意見をいただきました。例えば校長先生を対象にご説明をさせていただいたり、実際に学校現場で児童生徒に手渡ししていただく先生方に対して、どういう形でやればスムーズにできるかということを含めて、指導課にノウハウを教えていただきながら、一緒にうまくやっていけたらと、現在考えているところでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、委員の皆様方から、子育て世帯応援商品券配付事業に係る、小・中学生については小・中学校を通して手渡しするということについて、多くの懸念事項を含めて、ご意見、ご質疑をいただきました。担当課におかれましては、本日ここで出されましたことを踏まえて遺漏のないように、また学校の負担、教員の負担もありますので、十分考慮していただきながら進めていただくようお願いするというので、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等、この件につきましては協議を打ち切りたいと思います。ただいまの内容を踏まえまして、今後検討させていただきたいと思います。

子育て支援課長におかれましては、本会議にご出席いただきましてありがとうございます。ここで退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休 憩

午後 2時23分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第6、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和7年8月21日木曜日、午後1時30分から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は8月21日木曜日、時間は午後1時30分から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 2時24分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和7年7月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和7年8月21日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋 谷 克 美